

平成 2 4 年 第 5 回

おおい町農業委員会議事録
(縦覧用)

おおい町農業委員会
(平成 2 4 年 5 月 2 8 日)

召集年月日 平成24年5月28日(月)

召集の場所 おおい町里山文化交流センター 活動室1、2

開会 平成24年5月28日 午後2時30分

閉会 平成24年5月28日 午後3時20分

出席委員

1番	堀口 巧	2番	岡 久雄	3番	木村秀樹
4番	池田寛治	5番	小原好一	6番	今川直樹
8番	中谷洋子	9番	西 忠彦 (職務代理)		
10番	藤田照彦	11番	青井壽男	12番	上團英廣
13番	中野岩二郎	14番	浜上雄一		
15番	民安記一 (会長)			16番	中塚好美
17番	田中照彬	18番	松宮利廣	19番	田中 廣
20番	徳庄よし子	21番	寺本清二		

欠席委員 (1名)

7番 藤原健治

出席事務局

事務局次長 奥 治房 書記 藤原昭洋

提出議案

議案第13号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第14号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議について

議案第15号 農地法第5条第1項の規定による農地の賃借権設定許可申請審議について

次 長 　　ただ今から、平成24年第5回おおい町農業委員会を開催いたします。
　　本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、7番 藤原 委員さん、から欠席連絡を受けておりますのでご報告いたします。
　　本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております3議案でございますのでよろしくお願いいたします。

会 長 　　本日は、平成24年第5回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。
　　いま頃は、コシヒカリの田植えの追い込みの時期と転作麦が色づきはじめ、麦秋の6月を迎える頃となりましたが、本日上程の3議案、慎重審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

[開 会]

議 長 　　それではただ今から議事に入ります。
(会長) 　　本日の出席委員は、20名でございます。よって会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]

議 長 　　日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいですか。

(異議なし)

議 長 　　それでは、18番 松宮委員さんと 19番 田中委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議 長 　　日程2 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による農地の 所有権移転 許可申請審議について、を議題とします。

　　議事に先立ちまして、おおい町農業委員会会議規則第10条（議事参与の制限）の規定により、〇〇〇〇〇委員におかれましては、一時、席を外していただきますようお願いいたします。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第13号農地法第3条の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。
これにて、議案第13号の審議が終了しましたので、〇〇委員さんにおかれましては、次の日程から審議に参加頂きたいと思っておりますので、事務局、入室の準備をお願いします。

(〇〇委員入室)

[日程 3]

議 長 日程3 議案第14号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議について を議題とします。
それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

(事務局、議案資料説明)

事務局 農地の区分は、申請地が土地改良による区画が整備された第1種農地であります。申請目的が、第1種農地の転用の例外規定である、農業の振興に資する施設に供されることが確実であり、許可できるものと判断されます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

上團委員 本案の現地につきましても、25日午後から徳庄委員と私と事務局で現地を確認してまいりました。

現地は、あたり一面、転作麦が色づいた状態の健全な農地でありました。転用による周辺農地への被害、進入路における農業用用水路の養生の計画等、申請された図面等に基づき確認し、計画が妥当なものであることを確認しました。

また、申請地は、県道及び幹線農道並びに〇〇集落を結ぶ幹線道路沿いであり、通作及び集出荷基地として良好な位置にあると考えられます。農業経営の拡大、多角化の計画に照らし、転用面積、規模ともに妥当であると判断し、ここに報告いたします。

議 長 ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第14号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 4]
議長 日程4 議案第15号 農地法第5条第1項の規定による農地の賃借権設定許可申請審議について を議題とします。
それでは、議案の内容について事務局から説明いたします。

(事務局、報告案件資料説明)

事務局 農地の区分は、甲種農地、第1種農地および第2種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には、中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地と判断され、その他の農地に該当し、第1種農地の許可基準である「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、これを準用するものであります。一時転用の期間は許可日から6ヶ月を予定し、概ね、年内に完了する計画であります。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきましても、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

上團委員 本案につきましても現地を確認してまいりました。
〇〇集落のはずれに位置し、昨年 of 耕作放棄地調査におきましては「黄色」、「要整備」に判断された土地でありますように、現地はすでに、平成8年10月頃に周辺で発生した土砂災害に際し、地元から災害残土の置き場として提供を求められ、やむなく提供に応じた次第であります。

このことに関しては〇〇〇〇さんも反省し、始末書を提出済みと事務局より聞いております。

申請地は、送電線鉄塔の補強工事のための資材をヘリコプターで搬送する基地として使用するため、集落からほどなく離れる必要と一定の面積を必要とすることなど、今回の申請は一時転用でもあることから、やむを得ないものと判断します。

また、現地周辺は、町が進めております有害獣対策の恒久柵の工事が進められており、今後は、有害獣の被害による耕作意欲の衰退から解消され、耕作意欲の回復が期待されることから、本人自らが耕作するか、遠隔地であり無理があるとなれば集落内の意欲のある方に農地を貸すなり、権利を譲るなり、農地の流動化に努めるよう〇〇さん本人への指導が必要となってくると考えております。

議 長 ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第15号 農地法第5条第1項の規定による農地の賃借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

議 長 それでは、これを持ちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

議 長 次回の開催予定につきまして、事務局よりお願いいたします。

(事務局、日程報告)

議 長 それではこれで、平成24年第5回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。